

令和2年3月2日

市民各位

那覇市長 城間幹子

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育所等の施設における対応等について

平素より本市における保育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

政府は、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大により、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請しており、本市では、政府の要請等を踏まえ、小中学校が臨時休校の予定となっております。これら感染拡大防止の対策として、本市が所管する保育所等の施設について、下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせします。

市民の皆様におかれましては、現在の困難な状況をご理解の上、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 【公立型及び公私連携型認定こども園】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月14日（土）

感染の予防に留意しながら基本的に開園とします。ただし、1号認定児の受け入れについては、保護者に対して家庭保育についてご協力いただけるよう周知します。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こども教育保育課（098-891-2113）

#### 【公立保育所】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月14日（土）

感染の予防に留意しながら基本的に開所とします。

ただし、以下の事業については、原則としてサービスを停止します。

##### 1 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業

○実施場所：公立保育所5か所 認可保育園・こども園10か所

##### 2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育て中の親子が集い交流する場を開設するとともに、育児相談や子育て講座等を実施する事業

○実施場所：地域子育て支援センター・・・認可保育所（園）8か所

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こども教育保育課（861-2113）

### 【つどいの広場事業】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月14日（土）

感染拡大防止の観点から基本的に閉所とし、サービスを停止します。

※地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）とは、

子育て中の親子が集い交流する場を開設するとともに、育児相談や子育て講座等を実施する事業

○実施場所：地域子育て支援センター・・・認可保育所（園）8か所

○つどいの広場・・・児童館8か所 他2か所

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こども教育保育課（861-2113）

### 【児童館】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月14日（土）

- 1 感染リスク軽減の観点から原則、自宅待機が困難な小学生に利用者を限定の上、感染予防に留意し開館することとします。
- 2 小学4年生から6年生の児童については、基本的に自宅待機を促すこととしますが、留守番が困難な児童の場合は、保護者とも相談の上、対応を検討します。
- 3 保護者同伴が原則の未就学児は、感染防止の観点から、自宅待機へのご協力をお願いします。
- 4 中学生・高校生については、感染防止の観点から、自宅待機へご協力をお願いします。
- 5 児童館で実施している、つどいの広場事業については感染拡大防止の観点から事業を停止します。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こども政策課（861-2110）

### 【那覇市母子生活支援施設 さくら】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月15日（日）

- 1 感染の予防に留意しながら基本的に開所とします。
- 2 病後児保育については継続して実施します。
- 3 さくら内で実施している放課後児童クラブや夜の居場所事業については、自宅待機が可能な児童については保護者に対して自宅待機にご協力いただけるようお願いいたします。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部子育て応援課（861-6951）

那覇市母子生活支援センターさくら（886-7018）

### 【こども発達支援センター】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月13日（金）

感染の予防に留意しながら基本的に開所とし、予約済みの相談事業や訓練事業については実施します。ただし、以下の事業については、停止します。

1 通所支援事業（親子通園）

在宅児童を対象とした、親子通園による児童発達支援事業

○実施場所：こども発達支援センター

2 親子わくわく教室

児童と保護者が遊びを通して関わり方を学び、発達や育児について相談する場を提供する事業

○実施場所：こども発達支援センター

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こども発達支援センター（858-5206）

### ○本市施設以外で対応を要請している施設等

#### 【認可保育園等及び認可外保育施設】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月14日（土）

（一部 令和2年3月15日（日）まで）

市内の認可保育園・私立認定こども園等及び認可外保育施設に対して公立保育所と同様の対応を行っていただくよう、下記の内容について要請しております。

実際の運用については、各認可保育所や認可外保育所へ個別にお問い合わせください。

#### 【要請内容】

- 1 感染の予防に留意しながら基本的に開所とすること。
- 2 一時預かり事業及び子育て支援センター事業を行っている保育園等については原則として当該サービスを上記の期間、停止とすること。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こども教育保育課（861-2113）

#### 【放課後児童クラブ】

対応期間 令和2年3月3日（火）～令和2年3月14日（土）まで

本市としては市内の放課後児童クラブあて下記のとおり依頼を行っております。

実際の運用については、各クラブの状況等により異なります。詳細につきましては、各クラブあて個別にお問い合わせください。

#### 【依頼内容】

- 1 感染の予防に留意しながら原則開所とし、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間に準じた取扱いとするなど可能な限り柔軟な対応を行うこと。
- 2 感染防止にかかる緊急的対応の状況を鑑み、リスク軽減のため、留守番が可能な児童

や一時的に自宅保育が可能な児童については、自宅待機としてもらうよう、保護者に対してご理解とご協力を依頼する等の対応を行うこと。

お問い合わせ先：那覇市こどもみらい部こども政策課（861-2110）